

政令第二百七十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号

）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十年十月一日とする。